

諮問第1号

シルバーピア住宅落選決定に対する異議申立てについて

シルバーピア住宅落選決定に対し、次のとおり行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき諮問する。

平成26年11月27日

葛飾区長 青木克徳

1 異議申立人

東京都葛飾区

2 異議申立ての年月日

平成26年9月19日

3 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

葛飾区長が平成26年7月31日付けで異議申立人に対して行ったシルバーピア住宅落選決定の取消しを求めるもの

(2) 異議申立ての理由

ア 現在居住する住宅は、1日も早く立ち退かなければならない。

イ 他へ移動のための経済的、体力的な余裕が無い。

ウ 基本的人権の無視である。